

建設工事等の業者の格付及び指名基準に関する要綱

(総則)

第1条 本町における建設請負工事等の業者の選定格付及び指名に関する基準については、以下に定めるところによる。

(業者の選定)

第2条 町長は、業者の選定にあたり、地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者及び前年度又は当該年度において、別に定める「豊能町建設工事等請負業者入札参加停止要綱」に該当することとなった業者のうち、情状が特に悪質と認められる者を入札指名人名簿に登載せず、又は入札指名人名簿から削除することができる。

(建設業者の客観評点等)

第3条 町長は、豊能町契約規則第20条第2項により、建設工事の種類及び客観評点（履行能力）を入札指名人名簿に登載しなければならない。

2 建設業者の客観評点は、「建設業法第27条の23第3項の規定による経営事項審査の項目及び基準」により算出された数値とする。

(測量、設計業者の客観評点等)

第4条 町長は、豊能町契約規則第20条第2項により、測量、建築設計、土木設計の種類及び客観評点（履行能力）を入札指名人名簿に登載しなければならない。

2 測量、建築設計、土木設計業者の客観評点は、「豊能町建設コンサルタント業務等請負業者の資格を定める場合の客観評点の算定要領」により算出された数値とする。

(業者の格付)

第5条 業者の格付は、業者ごとの客観評点を基礎として次の区分により分別し、行うものとする。

(1) 土木工事

等級	客観評点
A	1, 180点以上
B	880点以上～1, 180点未満
C	650点以上～880点未満
D	650点未満

(2) 建築工事

等級	客観評点
A	1, 120点以上
B	880点以上～1, 120点未満
C	650点以上～880点未満
D	650点未満

(3) その他の建設工事

等級	客観評点
A	960点以上
B	730点以上～960点未満
C	730点未満

(4) 測量、建築設計、土木設計

等級	客観評点
A	220点以上
B	185点以上～220点未満
C	130点以上～185点未満
D	130点未満

2 上記以外の業種については、格付を行わない。

(等級対応金額)

第6条 業者の格付等級に対応する建設工事等の設計金額及び指名業者数は、次のとおりとする。

(1) 建築工事

格付等級	設計金額(千円)	指名業者数
A	400,000以上	12以上
B	200,000以上～400,000未満	8以上
C	200,000未満	7以上
D	1 80,000未満	6以上
	2 50,000未満	5以上

(2) 土木工事

格付等級	設計金額(千円)	指名業者数
A	250,000以上	12以上
B	150,000以上～250,000未満	8以上
C	150,000未満	7以上
D	1 50,000未満	6以上
	2 30,000未満	5以上

(3) その他の建設工事

格付等級	設計金額(千円)	指名業者数
A	100,000以上	12以上
B	50,000以上～100,000未満	8以上
C	50,000未満	7以上
D	20,000未満	6以上

(4) 測量、建築設計、土木設計

格付等級	設計金額(千円)	指名業者数
A	25,000以上	12以上
B	15,000以上～25,000未満	8以上
C	15,000未満	7以上
D	3,000未満	6以上

2 前項に規定する建設工事等のうち、請負業者審査会が認める場合又は工事等施行上特殊な技術を要するものは、設計金額にかかわらず格付等級以上の業者を指名することができる。

3 第1項第4号に規定する業種以外の業務については、施行実績等を考慮し指名することとする。

(業者の指名)

第7条 町長は、次の各号に掲げる事項を総合勘案して、指名する業者の選定を行うものとする。

(1) 客観評点

(2) 同種同規模の事業の実績

(3) 技術者、機械設備の状況

(4) 手持工事の状況

(5) 社会的、経済的信用状況

(指名の制限)

第8条 次のいずれかに該当する場合は、指名を制限するものとする。

(1) 町が既に発注した工事に係る請負契約に関し、次に掲げる事項に該当し、請負者として不適当であると認められる場合。

ア 工事請負契約書に基づく工事関係者等に関する措置請求に従わないこと等請負契約の履行が不誠実であること。

イ 一括下請け、下請け代金の支払い遅延、特定資材等の購入強制等について、関係行政機関等からの情報により請負者の下請け契約関係が不適当であると認められること。

(2) 町が既に発注した工事について、安全管理の改善に関し労働基準監督署等からの指導があり、明らかに請負者として不適当であると認められる場合。

2 前項に規定する制限期間は、その都度請負業者審査会において定める。

(指名の取消)

第9条 「豊能町建設工事等請負業者入札参加停止要綱」の別表各号のいずれかに該当し、又は契約の相手方としてふさわしくない者であることが明らかになった場合は、指名を取り消すことができる。

(格付有効期間)

第10条 格付は受付年度に行うものとし、格付の有効期間は、定時登録については4月1日から翌々年3月31日まで、補正登録については4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、豊能町契約規則第20条第4項の規定により受付した場合の格付及び格付の有効期間は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成２２年４月１日より施行する。

附 則

この要綱は、令和６年５月１日より施行する。